

高松市入札参加者心得（電子入札以外の案件用）

（総則）

第1条 本市の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務に係る競争入札（以下「入札」と総称する。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む。）その他の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

（入札に参加できる者）

第2条 一般競争入札又は指名競争入札（公募型指名競争入札を含む。以下同じ。）に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は一般競争入札においては一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、入札参加資格の確認）を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者は、設計書、図面、仕様書、現場等（設計書、図面及び仕様書についての質問及びこれに対する回答を含む。）を熟知の上、入札しなければならない。

3 設計書、仕様書、図面等については、市に対して質問をすることができるものとし、質問及びこれに対する回答に係る手続に関しては、公告（指名競争入札にあつては、案件ごとの入札情報等）において定める。

（入札の参加）

第3条 一般競争入札参加資格者は、入札会場において入札参加資格確認通知書を係員に提示するものとする。

2 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。ただし、同項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。）を配置することができない者は、入札に参加できない。

（入札の辞退）

第4条 入札参加資格者は、入札書を提出（郵便による入札を指定している場合は投函）するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項の規定により、入札参加資格者が入札を辞退しようとするときは、その旨を次の方法により申し出なければならない。

（1） 入札執行前にあつては、入札参加資格確認通知書又は入札通知書受領後なるべく早い時期に、辞退理由を付した入札辞退届を当該入札業務を所管する課に直接持参若しくは郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）又はファクシミリにより送

信すること。ただし、郵便による入札を指定している場合は、いずれの方法による場合においても指定した入札書の到着期限までに到達すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書等を、入札を執行する者に直接提出すること。

3 一般競争入札又は指名競争入札において、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加資格者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加資格者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加資格者は、落札者の決定前に、他の入札参加資格者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の規律)

第6条 入札参加資格者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札時刻までに出席していない入札参加資格者は、入札に参加できない。

3 入札参加資格者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

4 入札に際し、不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。

(入札の停止、中止及び取消し)

第7条 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。

(入札の手続)

第8条 入札参加資格者は、入札しようとするときは、市指定様式による入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印しない場合は、責任者の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名並びに電話番号（以下「責任者等」という。）を記入）の上、封筒に入れて、糊で封をし、「ㇼ」の封字で封かんし、指定の日時及び場所に本人又は当該入札参加資格者の代理人（以下「代理人」という。）が出席して当該入札書を提出しなければならない。ただし、郵便による入札を指定している場合は、当該入札書を指定した到着期限までに郵送しなければならない。

2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に委任状を市長に提出しなければならない。

3 前2項の入札参加資格者は、他の入札参加資格者を代理することができない。

4 入札書は、黒又は青のペン又はボールペンで記入するものとする。

5 入札書には、入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記）、件名、入札金額等を記入し、押印（押印しない場合は、責任者等を記入）の上、封書にし、投函するものとする。封書には、件名、会社名等を記入するものとする。

6 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

7 指名競争入札において入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。

（入札金額の記載要領）

第9条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、次の要領で金額を記載しなければならない。

（1） 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（2） 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥の字を記載すること。

（3） 押印のある入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。押印のない入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名を記入（訂正した者が当初記入した担当者と異なる場合にあつては、担当者欄に訂正した者の氏名を追記）すること。ただし、いずれの方法による場合においても、金額の訂正は認められない。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 入札参加資格のない者のした入札

（2） 委任状の提出がない代理人のした入札

（3） 同一の入札について、2以上の入札書を提出したもの

（4） 次の各号に掲げる入札書の区分に応じ、当該各号に定めるもののいずれかが誤脱し、又は不明であるもの

ア 押印のある入札書 金額、氏名、印影又は重要な文字

イ 押印のない入札書 金額、氏名、責任者等又は重要な文字

（5） 入札書の金額を訂正したもの

（6） 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札

（7） 積算内訳書が添付されていないもの、積算内訳書と入札書の金額が一致しないもの

の又は積算内訳書において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引きをしているもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

(失格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者

(3) 総合評価落札方式により入札を行った場合において、あらかじめ設定した価格を下回った金額で入札をした者のうち、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると判断された者

(再度入札)

第12条 初回の入札に対して落札者がいない場合は、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行うことができる。この場合において、第10条各号及び前条第2号の規定に該当する入札した者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合わせて2回とする。

(落札者の決定)

第13条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。

ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。

3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定する。

(最低価格以外の者を落札者とすることができる場合)

第14条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。

(2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認めるとき。

第14条の2 競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から前2条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。

- 2 市長は、前項の場合において、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者であっても、前条各号のいずれかに該当する事由のあるときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の範囲内で価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。

(積算内訳書の提出)

第15条 入札参加業者は、原則として、当該入札に係る積算内訳書を入札書に添付して、提出しなければならない。

(契約保証金の納付)

第16条 落札者（建設工事に限る。）は、契約の締結時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、設計金額が500万円に満たないときは、この限りでない。

- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
- 3 契約保証金には利子を付さないものとする。
- 4 契約内容の変更により、契約金額の増減があった場合は、その割合に従って契約保証金を増減することができる。
- 5 契約保証金の納付は、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、契約保証金を減免することができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社又は金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(連帯保証人)

第18条 落札者（建設工事に限る。）は、連帯保証人を立てることを必要としない。

(契約書の提出)

第19条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に、当該契約業務を所管する課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

第20条 高松市契約及び財産の所得又は処分に関する条例（昭和39年高松市条例第14号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、高松市議会の議決を得た場合において、契約が確定する。

(異議の申立て)

第21条 入札者は、入札後は、この心得、その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

この心得は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この心得は平成12年2月1日から施行する。

附 則

この心得は平成15年8月1日から施行する。

附 則

1 この心得は平成17年6月1日から施行する。

2 改正後の第12条第1項後段の改正規定は、この心得の施行の日以降の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

附 則

この心得は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年8月18日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和4年4月1日から施行する。